

(案)

## 収 穫 調 査 委 託 契 約 書

### 1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収穫調査委託 (庄内地区) (庄内森林管理署)	147.04	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) ( ) の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

### 2. 契約期間

自 令和 8 年 月 日

至 令和 9 年 1 月 31 日

### 3. 契約保証金 免 除

### 4. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 庄内森林管理署長 松浦 博文（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 8 年 3 月 30 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者（甲） (住所) 山形県鶴岡市末広町 2 3 番 3 7 号  
(氏名) 分任支出負担行為担当官  
庄内 森林管理署長 松浦 博文

受託者（乙） (住所)  
(氏名)

調査内訳書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
羽黒	国有林	42に	1.41	47	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元42ほ3
羽黒	国有林	42ほ1	1.40	34	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元42ほ3
羽黒	国有林	42ほ3	4.93	137	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
羽黒	国有林	42ち1	2.08	41	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元42ち5
羽黒	国有林	42ち3	3.72	68	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元42ち5
羽黒	国有林	42ち4	1.39	25	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元42ち5
羽黒	国有林	42ち5	4.93	81	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
大鳥	分収造林	118ろ	6.29	3,469	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
大鳥	分収造林	118る	2.61	2,146	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
大鳥	分収造林	118つ	2.28	2,550	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
大鳥	分収造林	118つ1	4.54	2,945	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
大鳥	分収造林	143た	0.96	1,022	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
八幡	分収造林	1027ろ	2.20	990	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	分収造林	1027は	3.10	1,392	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	国有林	1072は	3.54	219	定間(簡標)	20	標準地(簡標又は3Dレーザ)	
八幡	国有林	1072に	1.18	73	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1072ほ
八幡	国有林	1072ほ	2.24	157	定間(簡標)	20	標準地(簡標又は3Dレーザ)	
八幡	国有林	1072ほ1	0.25	12	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
八幡	国有林	1072へ	1.12	86	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
八幡	国有林	1072と	0.53	31	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1072は

調査内訳書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
八幡	国有林	1072ち	0.10	3	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
八幡	国有林	1072り	0.10	9	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1072は
平田	分収造林	1074た	0.31	268	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
平田	分収造林	1074そ	0.08	68	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
平田	分収造林	1075ろ	1.57	1,463	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
平田	国有林	1075と	0.65	20	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
平田	国有林	1075ち	3.40	87	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
平田	国有林	1075わ	1.50	154	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
平田	国有林	1075わ1	0.50	52	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元1075わ
平田	国有林	1075わ2	2.50	65	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1075か1
平田	国有林	1075か	1.14	61	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1075か1
平田	国有林	1075か1	10.68	651	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
平田	国有林	1075か2	1.10	40	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1075か1
平田	分収造林	1075の	2.95	2,841	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
平田	分収造林	1075ま	2.07	1,125	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
平田	分収造林	1075け	10.24	6,188	皆伐	100	標準地(簡標)	再調査
平田	国有林	1077に	2.00	40	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
平田	国有林	1077に1	3.11	199	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
平田	国有林	1077に2	1.10	118	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元1077に1
平田	国有林	1077た	2.12	88	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元1077に1

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
平田	国有林	1077た1	4.24	185	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	1い	7.40	2,055	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	1ろ	7.46	587	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	2い	1.05	720	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	2ろ	1.08	484	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	2は	0.55	157	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	2に	5.62	1,812	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	3い	6.60	2,911	皆伐	100	標準地(簡標)	
八幡	官行造林	3ろ	0.80	91	皆伐	100	標準地(簡標)	
羽黒	官行造林	1い	5.17	1,143	皆伐	100	標準地(簡標)	
羽黒	官行造林	1ろ	4.13	1,409	皆伐	100	標準地(簡標)	
羽黒	官行造林	4い	2.20	982	皆伐	100	標準地(簡標)	
羽黒	官行造林	4ろ	2.82	1,183	皆伐	100	標準地(簡標)	
合計			147.04	42,784				

## 特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。

# アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、  
野外で絶対に捨てないでください！

2

靴の土は入山前、下山時にしっかり  
落とし、タイヤの洗浄をしましょう。



3

家畜がいる施設や野生イノシシ  
の罠や柵に近寄らないようにしましょう。



4

消毒ポイントや洗浄ポイント  
では指示に従ってください。



5

イノシシの死体を見つけたら  
管轄の自治体に連絡して下さい。



# アフリカ豚熱の初動防疫措置の内容

